

報道提供資料

令和4年6月20日



貝塚市

都市政策部 広報交流課
広報広聴担当：古川・中川
TEL:072-433-7231
FAX:072-433-7233

市長の資産公開関連資料について

標記について、下記の通り資料提供いたします。

記

1 提供資料

・令和4年4月28日に提出された関連会社等報告書の写し

参考提供

政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例概要

2 報道開始日

令和4年6月30日（木）朝刊以降

3 閲覧の場所及び開始日

貝塚市役所総務市民部総務課（本館4階）で令和4年6月30日（木）から閲覧開始

4 その他

資産等報告書は、令和4年7月21日（木）閲覧開始となりますので、7月上旬に報道提供します。詳細はお問合せください。

問合せ先 貝塚市総務市民部総務課
T e l : 072-433-7395
F a x : 072-433-7511
e-mail : soumu@city.kaizuka.lg.jp
担 当 : 守 行、油 谷

関連会社等報告書

貝塚市長 酒井 了
(自署しない場合は、記名押印を要する。)

会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名
大阪府都市競艇企業団	大阪市住之江区泉1丁目1番71号	副企業長
岸和田市貝塚市清掃施設組合	岸和田市岸之浦町1番地の2	管理者

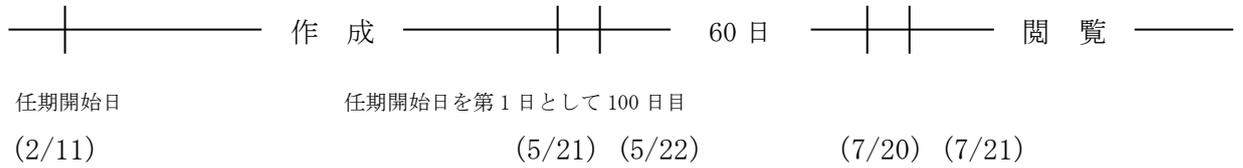
(注) 1. 4月1日現在の名称等を記入する。
2. 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。



政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例

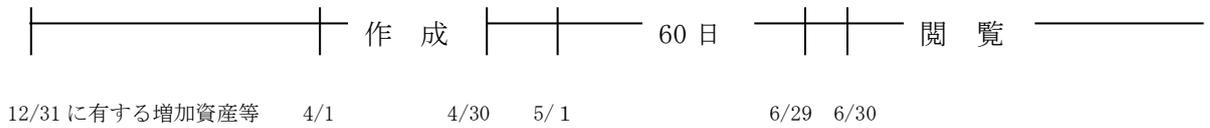
◎資産等報告書

○任期開始日において有する資産等について、同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。



◎資産等補充報告書

○任期開始日以後に毎年新たに有することとなった資産等のうち、12月31日現在有するものを翌年4月1日から30日までの間に作成しなければならない。



<p>*長の任期（公選法 259 条） 長の任期は、選挙の日から起算する。</p> <p>*任期満了による選挙が任期満了前に執行 ↓ 前任者の任期満了日の翌日・前任者が欠けた日の翌日</p>	<p>*任期計算の特例（公選法 259 条の 2） 長の辞職による再選挙により再び当選した場合 ↓ 再選挙がなかったものとみなす</p>
---	--

◎所得等報告書

○毎年4月1日から30日までの間に作成しなければならない。前年1年間を通じて市長であった者に限る。



◎関連会社等報告書

○毎年4月1日において報酬（金銭給与）を得て会社その他の法人の役員等の職に就いている場合は、4月2日から30日までの間に作成しなければならない。



◎報告書の閲覧

○何人も、報告書の作成期限の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から閲覧請求ができる。